

南部児童相談所職員衛生委員会要綱

[2 3 川市こセ第 5 4 5 号本部長専決]

(設 置)

第 1 条 川崎市職員安全衛生管理規則（平成 1 8 年川崎市規則第 2 7 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、南部児童相談所職員の労働衛生に関する事項を調査審議し、衛生管理の円滑な推進を図るため、南部児童相談所職員衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項について調査、審議し、こども未来局長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康被害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関すること。

(組 織)

第 3 条 委員会は、委員長 1 人及び委員 6 人で組織する。

2 委員長は、南部児童相談所長とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員会の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第 5 条 委員長は委員会を統括し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職

務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、委員の3分の1以上の請求があるときは、委員長は委員会を招集する。

(定足数)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(小委員会)

第8条 委員会に委員会協議事項を審議するため、必要に応じて小委員会を設置する。

2 小委員会の構成は、委員会で決定する。

(部 会)

第9条 委員会に専門事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(関係者の出席)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(記 録)

第11条 委員会の議事で重要なものについては、記録し、3年間保存する。

(書 記)

第12条 委員会に書記1人を置き、南部児童相談所職員のうちから南部児童相談所長が指名する者をもって充てる。

2 書記は、委員会の事務に従事する。

(事務局)

第 13 条 委員会の事務局は、南部児童相談所に置く。

(委 任)

第 14 条 川崎市職員安全衛生管理規則及びこの要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 7 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。